

I. 工事概要

1 **工事名称** 中央区役所ほか1施設解体工事

2 **工事場所** 札幌市中央区南3条西11丁目330番地2

3 **解体建物内容**
 イ 構造・階数 SRC造 地上13階建
 ロ 解体延床面積 14,028.96 m²

4 しゅん功期限 契約に示す着手日から令和 年 月 日まで

5 **別途工事**
 本工事に関係のある工事は下記のとおりである。
 ・機械設備工事()令和 年 月 旬着手予定
 ・電気設備工事()令和 年 月 旬着手予定
 ・その他工事 ()令和 年 月 旬着手予定

II. 解体工事仕様

1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版[平成28年6月改定])、(電気設備工事・機械設備工事編)(平成28年版)」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版[平成28年6月改定])」並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書(平成24年版)」による

2 **特記仕様**
 1)項目は、番号に□印のついたものを適用する
 2)特記事項は[]印のついたものを適用する
 □印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
 []印と※印のついた場合は共に適用する

3 特記事項に記載の()内表示番号は、建築解体工事共通仕様書・同解説または公共建築改修工事標準仕様書(改), 公共建築工事標準仕様書(標)の当該項目, 当該図又は当該表を示す

1章 一般事項

01 適用基準類	①工事写真撮影ガイドブック(建築工事編及び解体工事編) 【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成30年版)】 ※(参考資料) 建築改修工事監理指針上巻・下巻 【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成28年版)】 ※(参考資料) 建築工事監理指針上巻・下巻 【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成28年版)】												
02 施工条件	・施工時間 () (I.3.5) ・その他 ()												
03 組合等の活用	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき官公需適格組合等の活用を努めるものとする												
04 技能士	技能士の適用は以下とする。ただし、作業が軽易な場合は監督職員の承諾を受けて省略することができる 指定職種 <table border="1"> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>・とび</td> </tr> <tr> <td>建具改修工事</td> <td>・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工</td> </tr> <tr> <td>内装改修工事</td> <td>・建築大工 ・内装仕上施工(鋼製下地工作業) ・建築板金(内外装板金作業) ・内装仕上施工(床、ホード仕上) ・表装(壁装作業) ・左官 ・タイル張り</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>・塗装</td> </tr> <tr> <td>環境配慮改修工事</td> <td>・配管 ・路面表示施工 ・造園</td> </tr> </table>	工事種目	技能検定職種	仮設工事	・とび	建具改修工事	・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工	内装改修工事	・建築大工 ・内装仕上施工(鋼製下地工作業) ・建築板金(内外装板金作業) ・内装仕上施工(床、ホード仕上) ・表装(壁装作業) ・左官 ・タイル張り	塗装工事	・塗装	環境配慮改修工事	・配管 ・路面表示施工 ・造園
工事種目	技能検定職種												
仮設工事	・とび												
建具改修工事	・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工												
内装改修工事	・建築大工 ・内装仕上施工(鋼製下地工作業) ・建築板金(内外装板金作業) ・内装仕上施工(床、ホード仕上) ・表装(壁装作業) ・左官 ・タイル張り												
塗装工事	・塗装												
環境配慮改修工事	・配管 ・路面表示施工 ・造園												
05 火災保険	付保する保険 : 工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付す 保険の期日 : 始期～保険の目的物が工事現場に搬入される日 終期～しゅん功期限+14日以上												
06 手続き等	官公署への手続き及び解体の施工に必要な手続きは、事前に届出の確認をし、必要な場合は行うこと (I.1.3)												
07 計画書	産業廃棄物処理計画書、終了報告書を作成し提出すると共に、特殊産業廃棄物を処理するに当っては必ず担当部局と事前協議をすること												

08 工事現場の安全衛生管理	労働安全衛生法(昭和47年法律第57条)第30条第2項の規定に基づき、同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき特定元方事業者として指定された時は、関係法令に従い必要な措置を講ずる また、敷地内の除排雪については工事の安全確保等のため適切に行うこと
09 公衆災害の防止及び安全管理	施工者は解体工事に当たって、安全施工を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守しなければならない また有害ガス又は引火性ガスの発生のおそれがある場合は安全を確認し作業を行う
10 交通安全及び公害対策	①ダンプトラック等、大型貨物運搬車両による土砂及び工用資材の輸送に当たっては、踏切、スクールゾーン等、工事車両が人命等に影響を及ぼす区間が輸送路になる場合、または埃、振動、騒音等の害の恐れのある区間が輸送路になる場合は、必要に応じて地域住民及び関係機関等の連絡を密にし、交通安全の確保、公害等の対策に万全を期さねばならない ②工用車両の工事現場内搬出入に当たっては、実情に応じて交通誘導警備員を適時配置する。なお、北海道公安委員会の認定する路線における工事現場については、一級又は二級検定合格警備員を配置する。 (I.3.7) ③工事場所の周辺住民に対しては、事前に工事概要、工事期間(特に音、振動が出る期間)、連絡先などの周知を必ず行うこと ④解体計画書を作成し、承認を受けること ⑤散水により、塵埃の飛散防止を行うこと
11 公共工事の入札及び契約の適正化	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を遵守し、施工体制の適正化を図ること
12 施工体制台帳等	(1) 施工体制台帳 建設業法並びに適正化法等により、公共工事の受注者である建設業者は、下請契約を締結するときは、その金額に関わらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。また、その写しを発注者に提出すること。その際、資格要件にない免許・資格証や作業員名簿等の不必要な個人情報は添付しないこと。 (2) 現場の管理 受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。
13 臨時検査	発注者の工事施工途中における検査の実施 (I.6.2) 臨時技術検査 発注者が必要と認めた場合に行う検査 ※ 中間技術検査 工事施工途中に行う技術検査 実施回数 回 実施する段階 ① ②
14 公共建築物の環境配慮	工事の施工にあたっては、本市の「環境方針」[札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン]の意図を理解し、環境に配慮した施工に努めること
15 法令等の遵守	当該工事における適用法令等を遵守し、必要となる法令等を把握した上で、その一覧(適用法令・要領・要綱・指針・基準・届出時期等)を作成し施工計画書に明示すること。 また、監督職員に法令等の遵守状況を月報等で報告し、しゅん功時には届出書(写)を提出すること (I.1.13)
16 苦情の対応処置	当該工事における苦情への対応及び報告書(市指定様式)について、施工計画書に明示すること また、監督職員にその都度報告し、指示を受ける (I.3.11)
17 建設副産物対策	(a) 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の対象になった場合は、次の項目に掲げた事項について措置を講ずること (1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を厳守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること (2) 工事に着手する前に別途指示する「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、監督職員に説明の上提出するとともに、特定建設資材廃棄物の再生資源化等が完了したときは、実施書によりその実施状況を報告すること (3) 本法律の対象になった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること (b) 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」を厳守して、建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全に努めるものとする (1) 受注者は、工事着手時に別途指示する再生資源利用計画書(建設資材を搬入する場合)及び再生資源利用促進計画書(建設副産物を搬出する場合)を作成し、監督職員に提出するとともに、工事完了時には、実施

18 発生材の処理	書によりその実施状況を報告すること(契約金額100万円以上の工事に適用する) ※廃棄物の適正処理の確保 ①収集運搬業者、処理業者の適正の確認(許可業者) ②処理処分を委託する際の文書による契約 ③マニフェスト伝票の採用と確認 ※リサイクルの促進 ①分別解体を徹底すること ※産業廃棄物運搬車両表示 産業廃棄物を自己運搬する際に使用する車両には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条」により定められた表示を行うとともに、その運搬車に必要な書面を備え付けること(同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2)												
19 アスベスト等の事前調査	(1) 施工計画書の作成にあたっては、「アスベスト調査票」並びに「当該施設のしゅん功図等」を貸与するので、図面及び現場の目視調査で施工場所におけるアスベスト及びその他有害物質の有無を確認すること。 また、調査結果については、大気汚染防止法の規定に基づき書面にて発注者に説明するとともに、公衆がみやすいように掲示すること。 (2) アスベスト及びその他有害物質の使用が不明な見え隠れ部分の調査については保護具を装着して、必要に応じて建材を湿潤に保ちながら手ばらしで行い、新たにアスベスト及びその他有害物質を発見した場合には、速やかに作業を中止し、監督職員と施工方法等について協議すること												
20 施工数量調査	調査方法(監督員との協議による ・) 調査範囲(図示による ・) (I.4.2)												
21 工事標識	工事に先立ち監督職員の指示する位置に設置する 種 別 ([A]タイプ[縦850×横1,760] ・Bタイプ[縦850×横800]) 表面材 : 着色カラー鉄板白色厚0.35mm、文字は黒色とする <table border="1"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">工事標識</td> <td>工事名</td> <td>工事</td> </tr> <tr> <td>工事期間</td> <td>令和 年 月 日～令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>施工者</td> <td>社 会 社</td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td>〒()</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(発注担当) 札幌市都市局建築部建築工事課</td> <td>〒(211)2824</td> </tr> </table>	工事標識	工事名	工事	工事期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	施工者	社 会 社	代表者名	〒()	(発注担当) 札幌市都市局建築部建築工事課		〒(211)2824
工事標識	工事名		工事										
	工事期間		令和 年 月 日～令和 年 月 日										
	施工者		社 会 社										
	代表者名	〒()											
(発注担当) 札幌市都市局建築部建築工事課		〒(211)2824											
22 建設機械の選定	工事に使用する建設機械は以下による 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき、指定された機械を使用する 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、国土交通省「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械及び平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するものとする ただし、道路運送車両法の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検証の交付を受けているものは除く その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を受けるとともに、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする												
23 電子納品	(・対象 ・対象外) 1. 電子納品は、札幌市「電子納品に関する手引き[営繕工事編]」に基づいて作成し、詳細は、監督職員と協議する												

24 工事写真	2. 成果品の提出部数(CD-R又はDVD-R) 部 3. 設計図CADデータの貸与 (・ 貸与する ・ 貸与しない) 貸与するCADデータは、本工事の履行に必要な施工図及び完成図の作成においてのみ使用し、それ以外の目的で使用してはならない 貸与したCADデータは、完成検査時に全て返却し、履行期間中に複製を作成している場合は、全て削除すること なお、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利或いは著作権法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権は、図面を作成した設計事務所等に帰属する
25 工事実施段階の登録	※請負代金額が500万円以上の場合対象とする (I.1.4)

2章 仮設工事

01 仮囲い	□鉄板製(H:3,000mm X[]現場塗装[片面] ・塗装なし) ・ガードフェンス(H:1,800mm) □仮門□パネルゲート ・クロスゲート(H 4.5 :mm W: 6.3 mm)
02 騒音・粉じん等の対策	□防音パネル ・防音シート ・養生シート (2.2.1)
03 工事用水	構内既存の施設 (※利用できない)
04 工事用電力	構内既存の施設 (※利用できない)
05 工事用仮設道路	範 囲 (・W m×L m×D m ・図示による) 材 料 (・再生クッション ・その他[]) <p>再生クッションの購入施設名</p> 札幌リサイクル骨材㈱ (東区中沼町45番地26) 小橋北豊㈱ (南区石山230番地) 札幌環境資材センター (手稲区曙5条5丁目110番地18) ㈱松原産業 (白石区川下2111番地3) 野田工業㈱ (中央区盤渓365) 受入条件等 搬出時期については、当施設と事前に協議すること。
06 危険防止	(・金網張 ・金網式養生柵 ・防炎シート[※Ⅰ類 ・Ⅱ類] ・ネット状養生シート[※Ⅰ類 ・Ⅱ類] ・養生防護柵) 手すり先行足場を使用する場合は「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月策定)」による
07 仮設間仕切り	・設置する(図示による) ・設置しない (改2.3.2) 種別 (・ A種 ・ B種 ※C種) (改表2.3.1) A種及びB種の材種(・石膏ボード ・合板 ・) 厚さ (・ 9.5mm ・ 9mm ・ 4mm+12.5mm) 仮設扉 (・設置する(図示による) ・設置しない) 扉の構造(※合板張り木製扉程度 ・図示による) 塗装(・行う ・行わない)
08 監督職員事務所	・既存建物内の一部使用 □構内に新設する [m ²]・設置しない (2.3.1) 新設する場合には以下の備品を用意すること ()内は数量 備品 ・机() ・椅子() ・書棚() ・製図板() ・掛時計() ・寒暖計() ・ゴム長靴() ・雨合羽() ・保護帽子() ・懐中電灯() ・安全帯() ・類叩か() ・消火器() ・湯沸器() ・掃除具() ・受注者加入電話の子機()